

平成 27 年 6 月 17 日

IOSCOによる証券規制における 信頼できる抑止に係る報告書の公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、国際証券及び投資市場における不正行為を抑止する主要な法執行の要素となる、信頼できる抑止に係る報告書を公表した。

本報告書は、IOSCOメンバーから収集された経験と専門的知識を描出したものであり、英国金融行為規制機構（FCA）が議長を務め、法執行及び情報交換を所掌するIOSCO Committee 4（C4）により取りまとめられた。同報告書は、様々な国際規制当局から不正行為及び金融犯罪を防止するための主要な要素を確認するとともに、新興・先進市場の規制当局に対し、信頼できる抑止を、新規もしくは既存の法執行戦略にどのように統合させるか検討することを促すものである。

グレッグ・メドクラフト議長は、「我々の法執行活動が信頼できる抑止となることを確保することが、金融サービス及び市場規制当局の有効性についての鍵となる。この極めて重要な報告書は、メンバーに対して、法執行戦略の立案、発展及び再検討のための、時宜を得た基礎を提供するもの。私はそれを強く支援する。」と述べている。

C4議長であるジョルジーナ・フィリップウ英国FCA法執行・市場監視局長代理は、「これは、金融の不正行為を嚴重に取り締まり、金融危機後の金融システムを再構築及び強化するための我々のグローバルな取組みに対する重要な貢献である。この報告書は、評価のための道具ではなく、世界中の証券規制当局において、信頼できる抑止に係る有効な戦略をどのように構築するか検討されることを促進し、支援するための参考となるものである。」と述べている。

信頼できる抑止は、有効な法執行戦略の鍵となる構成要素である。犯罪を犯そうとする者が、不正行為に係るリスクが報酬を上回ることを認識し、コンプライアンスを欠如した姿勢及び行動を取る意欲が阻害される場合に、抑止は信頼できるものとなる。抑止が生じるのは、不正行為が探知されることが見込ま

れ、その探知された行為が、厳しく取り調べられ、活発に起訴され、厳格且つ比例した制裁により罰せられることにより、不正行為に加担することを考えている者が思い止まる場合である。

この報告書では、信頼できる抑止は各国に一律に適用されるもの（one size fits all）とはならず、規制当局はその戦略的目的、権限及び責任との関係において、信頼できる抑止が何を意味するかを判断しなければならないと警告している。また、規制当局は、自国の市場、経済及び金融状況を考慮する必要がある。

この報告書は、法執行の適時実施、個人の説明責任及び厳格な制裁を含む抑止を達成するための有効な方法の実例を含んでいる。他の事例では、違法行為を抑止するための新しい技能や実務が反映されている。この報告書は、信頼できる抑止のための7つの主要な要素を挙げている。

1. 法的枠組みの強化：
不正行為の結果は、確かで予想できなければならない。
2. 不正行為の探知：
規制当局は、十分に連携し、正しい情報を入手しなければならない。
3. 協力と協調：
協働により、セーフ・ハイブンは排除されなければならない。
4. 不法行為の調査及び訴追：
法執行は、厳格で毅然としたものでなければならない。
5. 制裁：
犯罪者が不正行為から利益を享受することを止めるため、強固な罰則が課されなければならない。
6. 一般に向けた情報発信：
一般的な理解、透明性及び注意は促進されなければならない。
7. 規制当局のガバナンス：
良いガバナンスは、より良い法執行を実行するために必要である。